

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタン	ギール県病院改修計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	ギール県病院改修計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	623,000千円 -----	H24.1.15 カブール で (同日)	日本側 岡田蔵司在アフガニスタン臨時代理大使 アフガニスタン側 アブドゥッラー・ジャエイフン外務省第一政務局長	H24.1.24 H24.1.24 12号
アフガニスタン	カブール国際空港駐機場改修計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	カブール国際空港駐機場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,960,000千円 H27.11.30まで	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アブド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.23 H24.3.23 86号
アフガニスタン	カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画の実施に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	696,000千円 H25.3.31まで	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アブド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.23 H24.3.23 87号
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,800,000千円 -----	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アブド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.26 H24.3.26 88号
アフガニスタン	カブール市東西幹線道路等整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	カブール市東西幹線道路等整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,509,000千円 -----	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アブド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.26 H24.3.26 89号
アフガニスタン	バミヤン空港改修計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	バミヤン空港改修計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,260,000千円 -----	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ジヤージェド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.26 H24.3.26 90号
アフガニスタン	カブール大学整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	カブール大学整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	668,000千円 -----	H24.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ジヤージェド・ルーデイン外務副大臣	H24.3.26 H24.3.26 91号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。